

八幡市内業者(建設関係)の取扱について

平成 22 年 9 月 1 日

改正 平成 27 年 9 月 3 日

改正 平成 30 年 4 月 4 日

この取扱は、八幡市建設工事請負業者指名に関する要綱(平成 4 年告示第 40 号)第 3 条第 2 項の「市内業者」に関し必要な事項を定めるものである。

- 1 八幡市内に本店を置く者は、登録後 1 年経過した者は市内業者として扱う。
- 2 八幡市内に本店を置く者で、登録後 5 年経過した者が、八幡市以外に本店を移転し、その後継続して八幡市内に支店等を置く者は、本店移転後も当該業者が希望した場合は市内業者として扱う。
- 3 平成 30 年 6 月 30 日以前に八幡市内に支店等を設置した者で、支店等設置後 5 年を経過した者は、当該業者が希望した場合は市内業者として扱う。ただし、支店設置後、継続して本市に登録している者に限る。
- 4 測量業及び建設コンサルタント等の業務を営む者については、この取扱を準用するものとする。
- 5 上記に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

備考

- 上記各項目について、個人事業者(法人以外)の場合は、代表者が八幡市民でかつ八幡市在住に限る。
- 上記各項目の「本店」とは、主たる営業所のことをいう。
- 上記各項目の「登録」とは、一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書を八幡市に受け付けられたことをいう。
- 上記各項目の「支店等」とは、本店以外の営業所のことをいう。
- 本店支店等は、建設業法第 3 条により、営もうとする建設業の許可を取得し、支店等は、契約権等を委任されていなければならない。
- 八幡市内に本店支店等を置かないものは、いかなる場合も市内業者と認めない。
- 本取扱は、発注量及び市内業者数を含む社会情勢に変更があった場合、見直すものとする。